

代理店賠償『日本代協新プラン』

専門業務事業者賠償責任保険 保険募集人特約

2018年度

■保険代理店の責任と保険業法

保険代理店が保険募集につき保険契約者に加えた損害は、保険業法第283条で所属保険会社が責任を負うとされています。しかし、同条第2項では、保険会社が代理店委託につき相当の注意をし、かつ保険契約者に加えた損害発生防止に努めていたにもかかわらず発生した損害については免責とされ、さらに同条第4項において所属保険会社は代理店に対し求償権を行使できるとされています。

保険業法より抜粋

(所属保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任)

第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(中略)

三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生防止に努めたとき。

(中略)

4 第一項の規定は所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再委託者等に対する求償権の行使を妨げない。

保険会社向けの総合的な監督指針等の改正により、保険販売に際して、顧客のニーズ確認をより厳密に実施することが求められています。

代理店が損害賠償責任を認められた訴訟事例

●自動車保険不継続で保険代理店の責任を認定

自動車保険の満期に際して、保険代理店は、「自動車保険・満期のお知らせ」はがきによって、満期日、保険料およびその振込方法等保険契約の更改を案内した。その後、保険契約者は継続契約申込書に署名捺印。保険代理店は、保険契約者の妻に保険料の支払いを数度に渡って督促した。しかし、満期日までに保険料の払込が無かったため、保険代理店は、契約者が他の保険会社と保険契約を締結したのであろうと推測し、署名捺印済申込書を破棄。この際、保険契約者に対しては何ら通知はなされなかった。

その後、保険契約者は自損事故を起こしたが、保険料の払込が無いため保険会社は、保険金支払いを拒んだ。そこで、保険会社および代理店に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

東京地裁は、「保険代理店として、信義則上、本件保険契約の目的達成のため、保険契約者と協力すべきである。」とし、契約者の更改意思や保険料徴収について一定の努力を尽すべきであったと判示し、保険契約者の損害額の2割の責任を保険代理店に認めた。

Q & A 皆様のご質問にお答えします。

Q 損害保険トータルプランナー割引とは何ですか？

A 代理店(代協正会員)の募集人の中で、「損害保険トータルプランナー」として認定番号をお持ちの方の人数によって、代理店賠償「日本代協新プラン」の保険料を割引く制度のことです。割引率は2名までが「10%」で、3名以上ですと「20%」となっています。

Q お客様から損害賠償請求があった場合、どのような手続きをしたら良いのでしょうか？

A 直ちに所属保険会社に連絡し対応を相談してください。同時にChubb損害保険株式会社(旧エース損害保険株式会社)に事故報告書をご提出ください。なお、所属保険会社の対応もご連絡願います。

Q 損害保険代理店ですが生命保険募集人としても登録し、損保、生保の両方を取扱っています。この保険に加入した場合、生命保険の業務にかかわる行為に起因して損害賠償請求を受け損害賠償金を支払うべき場合でも保険金を支払ってもらえるのですか？

A この保険の対象となる事由による場合には、保険金をお支払いします。

Q 契約者から保険募集行為について損害賠償請求を受けても、最終的に保険募集人が損害賠償責任を負わなかった場合、争訟費用は支払われるのですか？

A 費用保険金としてお支払いします。ただし、事故(事由)が、この保険の免責事由に該当している場合にはお支払いできません。

Q 顧客から受領した保険料の紛失・盗難は、「受託財物賠償責任補償特約」で補償されますか？

A 保険料は顧客から領収したものであり、受託したものではないため、この保険では補償されません。

Q 保険開始日以前の保険業務に係る行為は、補償されますか？

A 初年度保険開始日後に損害賠償請求の原因となった保険募集業務があり、かつ保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求があった場合に保険金の支払い対象となります。ただし、先行行為補償特約を付帯した場合は、初年度保険契約の開始日の1年前の応当日以降の保険募集業務に起因した損害賠償請求も対象となります。

Q この保険では、届け出た募集人の行為に起因した事故(事由)だけが対象となるのですか？

A 本保険における被保険者は、代理店(代協正会員)またはその役員もしくは従業員を対象としています。したがって、届け出た役員、従業員だけでなく事務に従事している派遣社員等も対象としています。

Q お客様の個人情報を漏えいした場合は補償されますか？

A 被保険者が保険募集業務に係る行為で入手したお客様の個人情報(サイバー攻撃、過失などで漏えいしたこと)で損害賠償請求された場合は保険の対象となります。また、個人情報漏えい見舞金費用補償特約により、漏えいした被害者へのお見舞金として、被害者1人あたり500円を限度に保険金をお支払いします(保険期間中支払限度額500万円)。

Q 保険期間中に保険募集人数が変更となりました。どのような手続きが必要ですか？

A 本保険は通知不要特約が付帯されているため、満期時まで人数の変更は手続きの必要がありません。また、組織変更(合併・吸収等)による人数の変更も手続きの必要はありません。

Q 勤務型代理店等が単独でこの保険を申込みことはできますか？

A できません。統括代理店を通じてお申込ください。

プロにも確かな安心を!

損害保険
トータルプランナー
割引あり

この保険は一般社団法人 日本損害保険代理業協会を契約者とし、代協正会員である代理店およびその役員、従業員(派遣社員、出向受入社員、勤務型代理店等含む)を被保険者とする団体契約です。

ご加入 方法

● 同封の「保険料払込票(郵便振込用紙)」に必要事項をご記入のうえ、所定の保険料をお振込み頂くことでご加入できます。

保険期間：2018年10月1日午前0時から
2019年10月1日午前0時まで

申込(送金)締切日：2018年9月4日(火)

● 中途加入の申込みも受け付けています。その場合、保険終期は2019年10月1日午前0時となります。

中途加入申込(送金)締切日：
毎月20日(翌月1日始期※)

※ただし、お申込みの最終受付日は2019年6月20日(2019年7月1日始期)です。

お問い合わせ先

【団体保険契約者】 一般社団法人 日本損害保険代理業協会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル3階321区
TEL.03-3201-2745

【引受保険会社】 Chubb損害保険株式会社

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山
TEL.050-3133-4004

